

県央地域調達情報

令和5年10月24日公表 調達番号:央23163号

件名:白灯油の購入【概算総価】(厚木警察署)

見積書提出期限:令和5年11月2日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	白灯油		JIS1号ローリー納 (ドラム缶)	—	900	L	令和5年12月1日 ～ 令和6年3月22日	厚木警察署 (厚木市水引1-11-10) ほか 21カ所 別紙1及び別紙2のとおり
2	白灯油		JIS1号ローリー納 (ポリタンク)	—	3,618	L		

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある。
- 2 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 3 見積金額は、品目それぞれの1つあたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 4 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 5 発注の都度、配達期日までに納入すること(発注の目安は、月4回程度を予定)。
- 6 詳細は別添「仕様書」のとおり。

白灯油納入場所一覧表(南部)

施設名称	住所
厚 木 警 察 署	厚木市水引1丁目11番10号
旭 町 交 番	厚木市旭町5丁目7番3号
緑ヶ丘交番	厚木市緑ヶ丘2丁目5番1号
妻 田 交 番	厚木市妻田西2丁目2番15号
愛甲石田駅前交番	厚木市愛甲1丁目1番3号
南毛利駐在所	厚木市長谷1182番地4
毛利台駐在所	厚木市毛利台2丁目2番12号
小 鮎 駐 在 所	厚木市飯山南4丁目6番31号
玉 川 駐 在 所	厚木市小野2315番地5

白灯油納入場所一覧表(北部)

施設名称	住所
厚 木 警 察 署	厚木市水引1丁目11番10号
工 業 団 地 交 番	厚木市上依知3001番地
依 知 交 番	厚木市関口870番地3
下 荻 野 交 番	厚木市下荻野1392番地1
三 田 駐 在 所	厚木市三田3190番地
上 荻 野 駐 在 所	厚木市上荻野1170番地1
鳶 尾 駐 在 所	厚木市鳶尾2丁目25番8号
中 津 交 番	愛甲郡愛川町中津744番地1
半 原 交 番	愛甲郡愛川町半原4454番地2
春 日 台 交 番	愛甲郡愛川町春日台4丁目1番45号
田 代 駐 在 所	愛甲郡愛川町田代259番地1
高 峰 駐 在 所	愛甲郡愛川町三増764番地9
宮 ヶ 瀬 駐 在 所	愛甲郡清川村宮ヶ瀬979番地18
煤 ヶ 谷 駐 在 所	愛甲郡清川村煤ヶ谷2217番地3

仕 様 書

1 件名

白灯油の購入【概算総価】

2 購入品目

白灯油（J I S 1号）

3 業務の概要

厚木警察署及び当署管内の指定場所への白灯油の納入業務

4 納入期間

令和5年12月1日～令和6年3月22日

上記期間中、原則として厚木警察署は毎週1回、南部地域と北部地域は隔週1回（例：南部地域は1カ月のうち、第1週、第3週、第5週に1回ずつ、北部地域は、1カ月の内、第2週、第4週に1回ずつ）を配達日とし、別途協議して定める。

ただし配達日が「神奈川県の子休日を定める条例」に規定する休日に当たる場合は、都度協議する。

5 納入場所及び方法

(1) 納入場所

別紙1「白灯油納入場所一覧表(南部)」及び別紙2「白灯油納入場所一覧表(北部)」(以下「納入先」という。)のとおり

(2) 納入方法

ローリー車により白灯油を納入先へ配達し、厚木警察署の職員立会のもとで、納入先に備え付けているポリタンク、もしくはドラム缶（厚木警察署のみ）へ給油する。

6 発注から納入までの流れ

(1) 厚木警察署は、配達日の前日の15時までに、注文票をファクシミリで受注者へ送信する。

(2) 受注者は、注文表に記載の納入先へ納入する。

(3) 前項の納入を行った際は、受注者の所在地、法人名、納入日、納入場所及び納入数量を記載した納品書（任意様式、あて名は厚木警察署長とする。）に、受領した職員から署名又は押印を受けた後、納品書を会計課に提出する。

(4) 配達時に職員が不在の場合は、納品確認が受けられないので納入せず、(1)の注文は取消したものとみなす。

7 購入予定数量

ドラム缶 900ℓ ポリタンク 3,618ℓ

購入予定数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量とは異なる。

8 支払方法

6(3)に定める納入確認後、1ヶ月分の納入数量をとりまとめて納入翌月に請求するものとし、適法な支払請求書が受理された日から起算して30日以内に支払う。

請求金額は、品目毎の確定数量にそれぞれの契約単価（税込）を乗じ、合算して得た額とし、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

9 特記事項

(1) 1ℓあたりの単価契約とする。見積金額は、消費税抜きの単価に予定数量を乗じた額の合計金額(概算総価見積)とする。単価、見積金額とも小数点第4位まで記載することができる。

- (2) 見積書の余白部分に見積金額の 100 分の 110 に相当する金額を記載すること（1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 5 位以下を切り捨て）。
- (3) 納入には、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施すること。

(4) 契約条件の同意

本件契約の締結に当たり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- ① 業者調査への協力
- ② 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照すること。